

○ 美 唄 新 産 業 創 造 研 究 会 会 則

(名 称)

第1条 本研究会は、美唄新産業創造研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は地域の特性や豊かな資源を生かした新たな産業づくりについて、異業種企業と関係団体や行政機関が一体となって調査研究を行うとともに、その技術の開発・普及を図り地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

(会 員)

第3条 研究会は、前条の目的に賛同する会員をもって構成する。

(事 業)

第4条 研究会は、次の事業を行う。

- (1) 環境リサイクル、エネルギー関連分野の調査研究
- (2) 健康、福祉関連分野の調査研究
- (3) その他必要な活動

(役 員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専門員 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第7条 会長は、研究会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 専門員は、研究会の事業に関する専門的な事項の指導助言に当たる。

4 監事は、会計を監査し総会に報告する。

(総会及び招集)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し議長となる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他研究会の運営に関し必要な事項
(役員会)

第9条 研究会の運営に関する事項の企画立案とその推進のため、役員会を開催する。

2 役員会は、会長、副会長、専門員、事務局長で構成し、会長が議長を行う。
(会費)

第10条 研究会の会費は、研究会運営のために必要な次の会費を負担する。

- (1) 年会費 1口10,000円とし、1口以上を負担する。
- (2) 臨時会費 実費相当額をその都度負担する。

(会計)

第11条 研究会の事業を遂行するために必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第12条 研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 研究会の事務局は、事務局長の勤務先に置く。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営及びその他必要な事項は、会長役員会に諮って別に定める。

付則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年4月25日から施行する。

(事業年度の特例)

2 研究会の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成13年3月31日までとする。

(施行期日)

3 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この会則は、平成21年5月22日から施行する。